

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則の一部を改正する  
規則をここに公布する。

令和8年 3 月 16 日

さいたま市長

清水 人

## さいたま市規則第18号

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則の一部を改正する規則

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則（平成13年さいたま市規則第189号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 業務規程第3条第1項に規定する「肉類」とは、牛、馬、豚、めん羊、やぎ、家兎肉の枝肉及び部分肉並びに鳥肉をいう。</p> <p>2 業務規程第3条第1項に規定する「加工品」とは、ハム、ソーセージ、ウインナー、サラミ及びこれらに類する物品で肉を主たる原料として加工された食料品をいう。</p> <p>3 [略]</p> <p>(標準品の規格)</p> <p>第26条 業務規程第3条第1項に規定する取引品目の標準品は、別表第2及び別表第3のとおりとする。</p> <p>(卸売予定数量等の公表)</p> <p>第50条 市長は、業務規程第54条の規定による公表の全部又は一部を、卸売業者に代行させることができる。この場合において、同条第2項中「中値」とあるのは、「加重平均」と読み替えるものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 業務規程第3条に規定する「肉類」とは、牛、馬、豚、めん羊、やぎ、家兎肉の枝肉及び部分肉並びに鳥肉をいう。</p> <p>2 業務規程第3条に規定する「加工品」とは、ハム、ソーセージ、ウインナー、サラミ及びこれらに類する物品で肉を主たる原料として加工された食料品をいう。</p> <p>3 [略]</p> <p>(標準品の規格)</p> <p>第26条 業務規程第3条に規定する取引品目の標準品は、別表第2及び別表第3のとおりとする。</p> <p>(卸売予定数量等の公表)</p> <p>第50条 市長は、業務規程第54条第1項及び第2項の規定による公表の全部又は一部を、卸売業者に代行させることができる。この場合において、同条第2項中「中値」とあるのは、「加重平均」と読み替えるものとする。</p>

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。